

11月18日(日)は、愛媛県知事選挙の投票日です

選ぼう！愛媛のリーダー



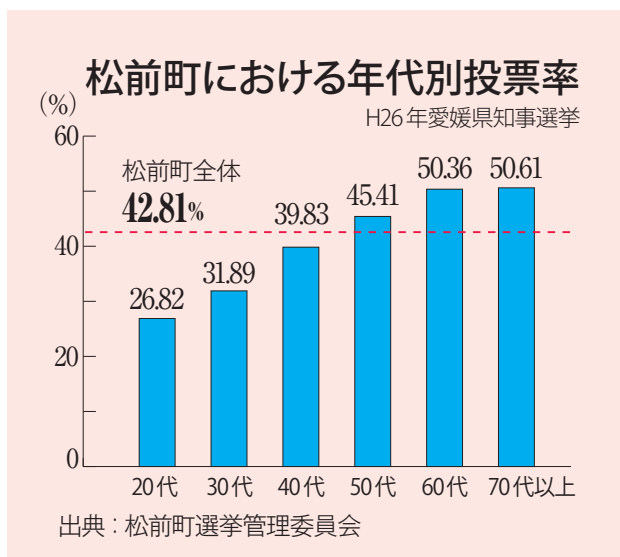
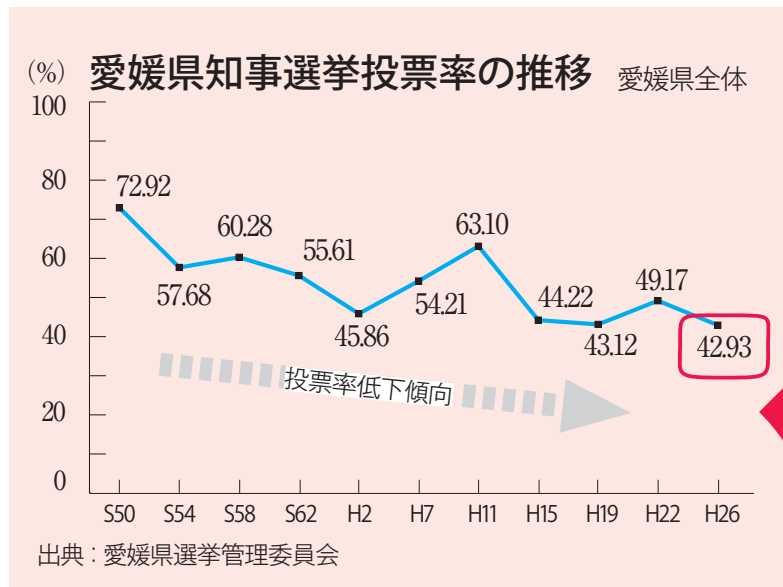
11月18日、愛媛のリーダーを選ぶ大切な選挙が行われます。

皆さん、投票に行く準備はできていますか。投票の手順や候補者の調べ方など、選挙に関する疑問を解消して、投票に備えましょう。

前回の投票率を振り返る

愛媛県選挙管理委員会の資料によると、前回行われた県知事選挙の投票率は、過去最低でした(上のグラフ)。

また松前町における年代別投票率を見てみると、20代が最も低く、年代が上がるごとに高くなっています(下のグラフ)。



投票の手順



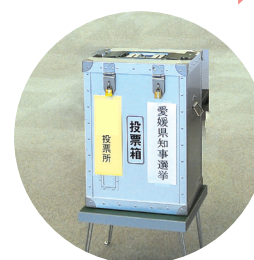
●STEP 1
投票所入場券を持って投票所へ。



●STEP 2
受付で、投票用紙を受け取る。



●STEP 3
記載台で、候補者の氏名を自書する。



●STEP 4
投票箱に投票して終了。

●入場券はいつ届くの？
投票所入場券は、11月1日(金)から選挙人に郵送しています。投票日が近くなっても投票所入場券が届かない場合は、松前町選挙管理委員会にご連絡ください。

協力してくれたのはこの4人



投票率を上げるには

投票率が低い20代の若者は、選挙に対してどんなイメージを持っているのでしょうか。来年成人式を迎える4人に協力してもらい、アンケートを実施しました。

アンケート結果によると、家族と一緒に投票には行ったり、期日前投票があることは知っていても投票場所を知らなかったりすることが分かりました。

投票率低迷は若者だけの問題ではありません。選挙に関する疑問を解消して、家族みんなで投票に行きましょう。

誰に投票したらいいのかな。
どんな政治を実現してくれるの？



藤久莉公さん
=神崎=
趣味は旅行。
きれいなインスタ
映えスポットをた
くさん巡りたい



濱田果歩さん
=筒井=
趣味はエレク
トーンを弾くこ
と。マーケティング
に興味がある

check!

好きなことから調べよう

政治は自分に直接関係ないと思っても、福祉、医療や産業など普段の生活の中で、私たちと深く関わっています。

自分が関心を持っている事柄について、候補者がどんな主張をしているのかを調べてみると政治に親しみをもちやすかもしれません。

例えば、莉公さんなら観光に関する政策、果歩さんなら商業に関する政策などから調べてみましょう。

Q1 候補者はどんな人？ 政策はどうやって調べたらいいの？

A 次のような方法で調べることができます。

インターネット

候補者のホームページ、ブログやSNS(ツイッター、FacebookやLINEなど)で候補者の情報を得ることができます。

政見放送

候補者がテレビやラジオを通じ、意見や考えなどを訴えます。放送日時などは、県選挙管理委員会のホームページで確認してください。

選挙公報

候補者の氏名、経歴や自分の考えなどが書かれた印刷物です。11月16日(金)までに新聞折り込みでお届けします。その他にも、役場、文化センターや東・西・北公民館でお渡しするほか、県選挙管理委員会のホームページで確認することもできます。

●希望者に点字版・音声版の選挙公報を配布します

料金は無料です。配布を希望する目が不自由な人は、11月9日(金)までに電話、FAX、メールでお申し込みください。
(申込先) 県選挙管理委員会 ☎ 912-2212 FAX 912-2209
メール senkyo@pref.ehime.lg.jp

街頭演説

候補者が駅前や商店街などで、自分の掲げる政策を直接訴えます。候補者を間近に見て、その思いを知ることのできる機会です。街頭演説の予定は、直接、各候補者選挙事務所へお問い合わせください。

11月18日(日) 7時～20時 愛媛県知事選挙の投票日



▶投票できる人

平成12年11月19日以前に生まれた人で、次のどちらかに当てはまる人

- ① 平成30年7月31日までに松前町に転入届を出した人で、引き続き松前町に住んでいる人
- ② 松前町の選挙人名簿に登録されていて、平成30年8月1日以降に松前町から県内の他市町へ転出し、その後も引き続き県内に住んでいる人

※ ②の場合、投票するときに、住民票担当課が発行する「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の証明書」を提示するか、「引き続き愛媛県内に住所を有する旨の確認」を受けることが必要です。詳しくはお問い合わせください。

※ 投票当日に松前町の選挙人名簿に登録されている必要があります。他の市町の選挙人名簿に登録されている人は、その市町での投票となります。

▶投票場所

お住まいの区域によって投票所は異なります。投票所入場券にも記載しています。ご確認ください。

投票区	投票所	区域
第1	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3	古城幼稚園	本村・筒井・社宅
第4	二名保育所	徳丸・中川原・出作
第5	東公民館	神崎・鶴吉
第6	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9	北川原集会所	北川原・塩屋

▶代理投票・点字投票

字を書くのが不自由な人や目の不自由な人のために、代理投票や点字投票という制度があります。

代理投票では、投票所の職員が補助者となり、代理であなたの意思を代筆します。もちろん秘密は守られます。

点字投票では、点字器を使った投票をすることができます。

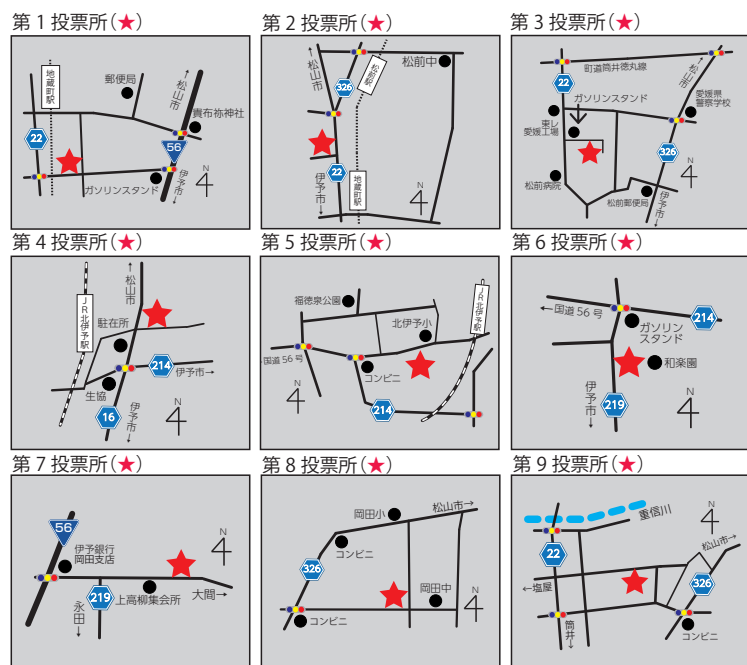
希望する人は、投票所の職員に申し出てください。



check!

第3投票所の変更

第3投票所は旧松前保育所から古城幼稚園へ変更になりましたのでご注意ください。



Q2

投票日は仕事や遊びの予定があるし、当日の予定が合わないときはどうしたらいいの？

予定が合えば投票したいけど、投票日は日曜日だし…



松田昂樹さん
＝西高柳＝

大政光祐さん
＝中川原＝

check!

事前の記入に協力を

今回送付する入場券から、レイアウトが変わっています。

期日前投票をするときには、入場券裏面の「期日前投票の宣誓書」を事前に記入しておきましょう。

皆さんの協力で、投票所の混雑を緩和することができます。

期 日 前 投 票 場所：役場2階大会議室

期間：平成30年11月2日(金)～17日(土)まで
時間：午前8時30分～午後8時

期日前投票所を利用される方のみ以下の太枠内を記入し、期日前投票所の受付にお渡しください。
(選挙当日に投票する方は、記入する必要はありません。)

期 日 前 投 票 宣 誓 書

私は、下記の事由に該当する見込みのため、選挙の当日投票に行くことができません。

(次のいずれかに該当する方を選択してください。)

1. 仕事・学業、地域行事の役員、冠婚葬祭等、家事
2. 上記1以外の用事(旅行、レジャー等)のため、自分の所属する投票区域外(町内)又は町外に外出・滞在
3. 病氣、負傷、出産、身体障がい等のため歩行困難
4. 住所移転のため、松前町外に居住
5. 天災又は悪天候のため投票所に到達困難

※4は同時に該当しないため選択していません。

上記は、真実であることを誓います。

平成30年 月 日

署名(太枠内) 松前町大字・町名・平城

住所(太枠内) 松前町大字

リーダーは選べる
さあ、みんなで選ぼう！



A 投票日以外に投票する方法や、投票所に来られない事情がある人が投票する方法もあります。

▶期日前投票

仕事、病気やレジャーなどで、当日に投票できない人は期日前投票ができます。投票日当日、投票に行けない理由などを宣誓書に書くだけで当日と同様に投票できます。

(期間) 11月2日(金)～17日(土)まで

(時間) 8時30分～20時

(場所) 役場2階大会議室

(持参物) 投票所入場券

※ 投票所入場券を忘れたり、失くしたりしても本人確認ができれば投票できます。

※ 期日前投票では、当日投票に行けない理由を「宣誓書」に記入する必要があります。

▶不在者投票

選挙期間中、次に当てはまる場合はそれぞれの場所で不在者投票ができます。申請方法や期限などは、あらかじめお問い合わせください。

① 仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合→滞在地の選挙管理委員会

② 県選挙管理委員会指定の病院などに入院・入所中の場合→その施設

①の場合は、投票用紙の請求、交付、返送という流れを郵便で行い、投票します。日数がかかりますので、必ず早めの手続きをお願いします。

②の場合は、入院・入所している施設の長に、不在者投票をしたい旨を申し出てください。

▶郵便投票

身体障がい者手帳、戦傷病者手帳や介護保険被保険者証を持っていて、一定の障がいがある人は、自宅で投票ができます。投票には、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。発行するには、あらかじめ申請が必要です。ので早めに交付申請をしてください。

「郵便等投票証明書」が発行されたら、投票用紙を請求する必要があります。請求期限は11月14日(土)17時までです。

特集終わり 詳しくは松前町選挙管理委員会(☎ 985-4132 FAX 985-4148)まで